

第5回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

只今から第5回調査会を始めたいと思います。

本日の協議事項等につきまして、事務局のほうから配付資料がございますので、その説明を受けて、私からご説明申し上げたいと思います。

それで、実はまだ議論しなければいけない論点が相当ございますので、私も1月の日程をまだ決めておりませんので、1月の日程と中間報告の取りまとめをどうするかについては、一応この調査会を閉じました後、ちょっと時間をいただいて、ご相談を申し上げたいと思います。

特段にその内容と言われるものをどういうふうにすればいいかということを決めないと進みませんので、それをお願いしたいと思います。

それでは資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料説明

資料1

資料1は「議員ヒアリング結果概要」です。

議員ヒアリングにつきましては、11月9日、13日の両日にわたりまして20人の議員から対面聴き取りをしていただきました。議員の意見をある程度分類いたしまして項目ごとに取りまとめてみましたが、議員の意見が非常に多岐にわたっておりまして、資料1としての1ページ、2ページの目次なのですが、目次だけでも相当項目数が多くなっております。

3ページから「調査会に対する意見」ということでございますが、まず(1)は調査会への期待、要望でございます。最後のところはヒアリング調査に関する評価の意見を書いていただいております。

それから、(2)は実態調査の件ですが、調査時期全体に対するご意見があつたり、またはご自分の分担時期の事情等、そういうたものを書いていただいております。

4ページのところは、制度改正ですが、法改正、歳費、議員定数、大きく三つに区分して付けてみました。

それから、5ページのほうに行きました、これは「議員報酬」なのですが、

特に（2）の金額のところでは、現実の厳しさとか選挙戦での訴え、さらには議員のなり手とか、また5ページの一番下には「家族手当」のような考え方など、非常に幅広いご意見がございました。

あと、（3）報酬と生活費の関係であるとか、（4）生活実感というふうに区分をいたしまして、7ページのところで（5）として算定方法のご意見というものも記載をいたしました。ここでは、他の自治体との比較は避けていただきたいというご意見がある一方、相対的なものではないかという、両極端なご意見がございました。

次に8ページは「政務調査費」でございますが、例えば（3）の会派分と議員分のところでございます。政務調査費は、個人に入る報酬と住み分けて、会派に渡すというご意見もあれば、二本立てのほうが分かりやすいとか、やはりこちらも両論ございます。

それから（4）は、事務の煩雑さでございますが、これは概ね事務作業が大変であるというご意見が多くございました。

それから10ページにまいりまして（6）の事務所経費でございますが、これは事務員も含めて事務所経費が多くかかるというようなご意見が出ております。

それから11ページは「議員の活動」です。（2）の活動資金のところの一番はじめに3種類の活動財源についてのご意見がございますが、次のページの（4）区分の難しさのところでは、議員の幅広い活動を明確に区分することの困難さについて、そういうご意見がたくさん出されておりました。

あと、後援会活動とか政党活動、必要経費、それから選挙費用というふうな区分分けをいたしましたが、特に冠婚葬祭につきましては、地域性も含め様々なご意見がございましたので、項目を起しております。

15ページでは、日常生活、生活保障、兼業に関するご意見を記載しております。

それから、最後の16ページは「役職加算」でございます。（1）の正副議長は、直接加算に関するご意見というのは少ないものの、その忙しさについてのご意見というのがたくさんございました。

それから（2）の委員長加算につきましては、あってもよい、必要ないとの方のご意見を記載してございます。

資料2

資料2は「議員と知事の公務時間等の比較」です。

前回調査会でのご意見として、知事が1年間にどれぐらいの活動をしているのか知りたいとのご意見がございましたので、座長名で公務遂行時間数を出してもらうように依頼いたしました。対象機関は議員と同様、平成22年9月1日から平成23年8月31日までといたしました。

また、議員の活動実態調査と同様に、3時間単位で算出をいたしております。

その結果、知事の公務時間は3,282時間でございました。

1-1のグラフですが、議員のほうは、前回、三重県の公的支援の考え方でお示しをしました3色、公的支援の対象となる活動時間を緑色で、内容次第で公的支援の対象になる活動時間を黄色、公的支援の対象とならない時間を白色でグラフ化いたしました。知事のほうはすべて公務という整理をいたしておりますので単一の色で表示をいたしまして、比較をしたグラフでございます。

下の2-1は、日数で表したものでございます。こちらは前回、6~9時の活動時間数を除外し、12時間で割って日数換算をするという方法で一定のご支持をいただいたようでございましたので、議員も知事もその方法で日数換算したものでございます。議員の色区分は、1-1のグラフと同じで、知事の公務遂行時間を日数換算いたしますと234日となっております。

2ページでございますが、こちらのほうは知事のデータを優先した日数でございます。知事の公務がなかった日を除くと295日ございました。議員のほうは、調査票の個票に戻って、公的支援の対象となる活動がなかった日を除いた日数、これは1日を4又は5人でご回答いただいておりますので、これまでどおり平均で表しておりますが、それで行きますと277日ということになっております。

資料3

資料3は「条例本則の議員報酬及び期末手当の年額（財政力指数によるグループ設定）」です。

前回調査会で三重県の類似団体あるいは比較している団体というご意見がございました。その時には議長のほうから「岐阜県との比較」というお答えをいただいたのですが、総務省のグループ設定では、岐阜県も含めまして三重県は

B グループに入っております。A3 三つ折りの表を一旦おめくりいただきまして、そのグループ設定の考え方をお示ししたものが、「都道府県財政指標表」という A4 両面のものでございます。

平成 21 年度都道府県財政指標表から抜粋したものですが、その 1 ページ下のほうに「第 2 グループの設定」という説明がございまして、財政力指数というものの高い順に配列すること、東京都が他の道府県とは異なる扱いをするということが書かれております。

それから 2 ページですが、そういうグループ設定をする理由であるとか、設定したグループ、所属団体の表が示されております。

A3 の表にお戻りいただきたいと思いますが、実際の財政力指数の順に配列して、グループごとに平均を出したものでございます。これによりますと、三重県議会の議長等の議員報酬、期末手当の年額合計は、B グループの平均を下回っております。

(大森座長)

それでは、ちょっとここまでのことでお気付きの点があれば、少し議論をいたしましょうか。

議員ヒアリングは、私も何人かの方々とお話をしても大変有益だったのではないかと思います。本当に率直に色々なことをおっしゃってくださいました。これをどういうふうに今回生かすかということですが、いろんな意見に分かれていますが、おおよそ議員さんが何をお考えになっているか、どういうふうにお忙しいのか、だいたい把握できたのではないかと思います。

実際にヒアリングしていただいたて、どんな感想を持たれたか、もしあればお伺いしたいのですが。

(金森委員)

議員の方の事務所を置かれている環境とかそういったところで少し差が出るなというのと、冠婚葬祭の部分は地域性が随分あって、ご負担がかなり大変だなというところと、そうでもないというところがあったので、あと地域によっては津まで通っていただいている旅費の関係ですね。その部分も時間の使い方というところで非常に活動に差と言ってはいけないのかも知れませんが、違いが出てくるのだなということを感じました。

また、率直に年間の金額に対して、非常にそれで十分だという印象ではなく、使い道によっては大変と言うか、教育費が非常にかかるような年齢のお子様をお持ちの方ですとか、そういったところはそういった部分に非常にご負担なのだなというところがありました。

また、奥様に収入があったり、そういった部分というのも率直に聞かせていただいたりして、非常に有効なヒアリングであったと感じております。

(大森座長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

廣瀬さん、何がありましたか。

(廣瀬委員)

やはりいろいろな事柄について実感を持って把握できたなという印象ですけれども、それと同時に、おそらくそれぞれの議員さんから率直に色々なことを聞かせていただきまして、おそらく議員の皆さんの中でもこれは共有されていないことを、我々、相当数の皆さんからお話を伺って、それを把握したことになるのだろうなと思いながら、ある面では何と言うか、企業秘密と言うと大袈裟かも知れませんが、ご自身の政治活動の組み立て方であるとか、費用の使い方、かけ方に関する色々な工夫について率直なところをお話いただいたということで、非常に有益だったと同時に、その多様性は想像を超えたものがあったなというのが率直なところでありまして、とすると、なかなか全体としての答申と言うか回答を出していくためには、むしろ難しい材料を受け取ったなという感じもございます。

(岡本委員)

だいたい同じようなことで、やっぱり三重県というのは北から南まで、昔の国名で言っても、伊賀と伊勢と志摩と紀伊とあるわけですから、なかなかちょっと違いますから、私はだいたい予測できた意見かなと。

生活上と言うのか、報酬調査会ですから報酬のことを主として色々なことを言わされたと思うのですが、できたらもうちょっと自分の活動をやる上で制度上こうして欲しいとかああして欲しいとか、是非みんなでこうやっていきたいというような、あまり前向きな話は案外少なくて、今の現状の困難さが多かったかなという正直な話はあります。

しかし、本當になかなかああいうチャンスはないですから、おもしろかったと思います。あまり皆さんたくさんおられるから、これがおもしろかったとか、あれがおもしろかったとかはちょっとと言えませんが。それなりの効果、意義があつたと思います。

座長は、ああいう直接なヒアリングは何回かされているのですか。

(大森座長)

いえいえ、今回このように組織だって相当数の議員さんをヒアリングしたのは初めてです。私も非常に参考になりました。個々の議員さんの考え方とか、その方の持っている条件の中で実に多様な活動を実際されているのですよ。私どもは一応調査の中でいろいろこういう活動で、こういうカテゴリーを作っていますが、実際はそれを組み立てながら、ご自分の才覚でいろいろなことをやっているわけですよね。それが議員職の特色でもあるのですよね。だからあんまり一括りで「こうだ。」と決めつけにくいことのほうが、むしろ議員さんの特色を表すと考えたほうがよいのではないかということが一つ。

今回このヒアリングだけでもこれだけ色々なご意見があるから、さぞかし議会が意思をまとめるのは大変だなということから、議長さんたちの心がしのばれるなど。このへんが独任制の知事さんがものを決めるのと違って、相当突っ込んだ大変さが伴って、逆に言えば、だからこそ議会の持ち味が出てくるということでもあります。そういうことを思いながらお聞きして、相当プライベートなことも踏み込んで聞きましたので、ストレートにそれが記録に出ているかも分かりませんが、本当に率直にお答えくださいました。

多分こうやって組織だって他ではやっていないのでない、三重県が初めてだと思っています。できるだけ差し障りのない限り、この記録もできればちゃんと出していったらどうかと思っています。

議員ヒアリングについてはよろしゅうございますか。

それでは、その次に、知事さんにお願いしまして、知事さんの公務遂行時間をしていただいた。先ほどちょっと事務方からお聞きしたのですが、今回お聞きした公務遂行時間の「公務遂行」とはどういうことであるかと言うと、現在の知事さんがお住まいになっている公舎を出発してから公舎に帰るまで、出発した段階が勤務の開始時間と考え、公舎にお戻りになった時が勤務の終了時

間と考えて、それがどれぐらいかを出していただいたということだそうです。

ですから、そのあと県庁においてになるか、外へ行くか、その間どういうお仕事をしているかということを細かく聞いたわけではありませんで、大筋として知事さんが出発して帰るまでのことをお聞きしたということだそうです。それ以外になかなか細かいことまではお聞きしませんで、大筋このぐらい知事さんは働いておいでになるということだそうです。それを前提にして、いくつか今までの議員さんたちのほうの活動実態も合わせて少し比較するとどういうことが出てくるかというのが、この三つの表ということでございます。

何かご気づきの点はございますか。

三重県は事実上、通年議会みたいなものを行っていますので、もうちょっと兼業をやってそちらのほうに専念するなんてできませんので、明らかにこれは専業化しているに近いような日数でないかと思います。

(岡本委員)

知事さんは、違う知事さん2人の合算ということですよね。

(事務局)

それぞれの知事の勤務時間をそのまま扱っておりますので、キャラクターの違いは一切考慮しておりません。

(大森座長)

私どもがお願いした時、「公務遂行」という言い方を探ったのでしたか。公務というのは、難しいのです。

(事務局)

「公務」という文書を出させていただいたと思います。

(大森座長)

出した時は知事さんにどういうふうにお伺いしたのでしたか。私から出した文書はどういう聞き方になっていましたか。

(事務局)

「公務遂行時間」という形で、座長名で依頼しました。

(大森座長)

「公務遂行時間」でお願いしたと。そうすると、一応今回の調査は、公舎を出発してからお帰りになるまでは公務を行っているということになります。そ

ういうことを前提にしておきます。

これと同じようなことは、暮らしている場所も違いますし、議員さんについてはしにくいのですよね。

私どもの議論で残っているのは、この黄色の部分、とりあえず青色の知事さんと緑色の部分をとりあえず比較するということは可能ですね。

この裏面の知事さんの公務日数と議員さんの活動日数の比較は、ほとんど拮抗しているでしょ。こういうふうに比較すると、こういう具合に接近することになりますよね。これは意外と今回これをベースに考えていくと重要なデータになるのではないかと思います。

一応これは遂行時間の比較ですが、問題は知事がやりになっている活動の質と言うか重要度と、個々の議員さんたちがやっている活動の質や重要度をどういうふうに私どもが斟酌するかという議論が残っていますが、とりあえず比較するところがなっています。

前提について批判しない限り、こういう数値が出てきたということは否定できませんね。これをベースにして少し考えるということだと思います。これはよろしゅうございましょうか。

それで、前の報酬等審議会でも三重県は全国の真ん中ぐらいにある。中間位置が非常に重視されている。それは本当に根拠があるかどうか分かりませんが、そのことも含めて少し気になるものですから、全体としては条例本則のほうでどういうふうになっているかということを財政力指數等で調べた表です。この表から何か発見できることはないですかね。歳費が平均よりも少し低いですね。やっぱりこのBグループの中に神奈川県が入っていますからね。上のほうが引っ張っているのですよね。財政力で測るから仕方ないのですけど。0.6 より 0.9 が同じカテゴリーにあるというのは、どう見ても釈然としないですね。お金持ちの神奈川県とまあまあの三重県。

でも、ずっと下を見て行くと、数字だけで見るとお気の毒な県があるのですが、それにすると三重県はだいたいいいところにいると言えばいい感じなのですけど。

ここから導き出せることはないですかね。

事務局のほうは、この表をパッと見て、今までと何か違うなと思ったことは

ありますか。だいたいこんなものだと思いましたか。

(事務局)

前回の時に全国平均を出しましたが、ここの中で行きますと、東京都は別扱いということで、総務省もよく平均を出す時に総平均の中で東京都を含む、含まないという出し方をしているようでございます。東京都を含まずに全国平均の話をいたしますと、これは相当前がっていくということになりますので、そこらへんに違いが出てくること也有ったという感じがいたしております。

それと、このように並べましても、グループ平均というのが必ずしも上から順番になっているかと言うと、決してそうではない部分もございますので、このグループ設定そのものについては、総務省がやっておりますけれども、議員報酬にそのままリンクしていくというものではないのかなという、それぐらいの印象でございます。

(大森座長)

大きな傾向としては、財政力とある程度関係しているということは言えるのですが、必ずそうになっているとは限らないのですよね。ざっと見れば、財政力が高いとやっぱり報酬も高いのですよね。ということは、たまたま財政力の低いところの県議会の皆さん方は報酬も低いのですよね。これも何か釈然としないですね。こんなに財政力でアンバランスだと、議員さんたちの活動はそんなに違うはずがないにもかかわらず、これだけの差が出てきちゃうということで。市町村はもっとすごい差ですからね。

議員さんの報酬がこんなに財政力で差があるというのは、しようがないと言えばしようがないんですけど、それは全国的に見て不均衡であるという考え方方が成り立つと同時に、もともと公選職なのだから、自分たちで選んでいる公選職にどれぐらいのお金を出すかというのは、差があって然るべきだという考え方には成り立つのですね。そうすると、身の程があって、自分たちの財政がこの程度なのだから、このぐらいで公選職をやってもらいたいという理屈も成り立つのですね。

しかし、全体の世の中と言うか、他のところをまったく無視して物事は決めにくいですから、一応私どもとしてもこういう大きな文脈の中で考えておかなければいけないということの表であるということは確かですね。

これについてはよろしゅうございますか。

それでは、次に入らせていただきますが、資料 4 以下を簡単に事務局のほうから簡単に説明していただきて、そのあと私からお話したいと思います。

(事務局)

資料 4

資料 4 は、前回、粗々の構成をご議論いただくということで、座長のほうから中間報告の構成案ということでお示しをいただきました。構成案と言いましても単なる目次ではありませんで、かなり書き込んでいただいたものでございますが、6 ページ下のほう、3 の (1) 基本的な考え方は座長メモといたしまして、資料 4 の最終ページに「座長メモ」という形でお出しいただいたものを綴じてございます。

参考資料

参考資料といたしまして、その市長の給料についての不当利得返還請求事件の論点も合わせてご提出いただきておりますので、お配りをいたしました。

(大森座長)

私から、今日の段階のこれは、一応大筋で今日ご議論いただきたいのは、調査会でございますので、できるだけ調査に基づいて報告書が構成されるという、常識的な構成案として考えているものですので、内容を打ちこまないと、なかなかここが先でここが後だということは言いにくいでしようけれども、一応このような項目で構成をしていいかということと、一部今まで議論していただきて、例えばこの中にはこの程度のことを書き込んだらどうかというイメージぐらいのことはお示ししませんと議論がしにくいので、暫定的に本当にメモの形でお示ししてございますので、これで確定したわけではございませんが、とりあえずそういうものだというふうに受け取っていただければと思います。

それで、実は私が今まで気が付かなくて、首長さんの給与等々と議員さんの報酬というのを裁判例でどういうふうになっているか、これが訴訟事件になり、それが判決の中でどういうふうに問われているんだろうかということをあまり気に留めずにやってきてまして、何となく政治学的、行政学的な議論しかやってきていませんので、ちょっと裁判例でどういう議論が行われるかという 1、2 の例がないかなと思って、とりあえず気が付いたもので皆様方のお手元に裁判

例の資料がございます。参考資料、まずそこを見ていただけますか。

これは、ここにございますように和泉市で住民が逮捕された市長さんの給与の支払いについて訴訟を起こしまして、これは最初、一審が済んでいまして、それで住民訴訟の控訴した時の控訴文書になっています。この中に一審についての批判と、どうして自分たちが控訴するかということの論点がでておりまして、そこでいくつかヒントになりそうなものがあるのではないかと思ってお示ししたわけです。

ちょっとそれを見ていただきますと、これはもともと市長さんの給与というものは何によって決まっているのかという大きな論点が示されています。

5ページ目ですが、これは控訴した側が議論しているのですが、その(4)に「市長の給与と議員の報酬の違いについて」という項目がございまして、実はこの文章の中では、議員さんの報酬というのは、議員という地位に対して支払われるものだという考え方なのです。その理由は、民事執行法のほうで、全額差押の対象になるようなものになっているので、議員さんというのは、議員という地位に伴って報酬が支払われているのだと、そういうふうに解釈しています。

それに対して、市長さんの給与を差押える場合は、一般職の公務員と同じような制限が与えられているので、これは性質が違うのだという言い方になっています。つまり、市長さんに対する給与というのは、市長という地位に対して支払われているのか、それとも市長さんの行っている勤務と言うか、仕事に対して支払っているのかという相違があるのではないかというのが論点になっているのです。

それで、この住民訴訟を起こした人の弁護士さんは、そのページの(5)ですが、最終的にどう言っているかと言うと、自分たちは、市長の給与というのは市長さんが果たしている勤務に対する対価であって、地位に対する対価ではないというふうに言っているのだけど、仮に百歩譲って、市長の給与が地位そのものの効果（対価）であるとは認しても、この市長は汚職をしたんだから、職務をちゃんと果たしていないから、給与を全額払うのはダメだと、そういう論理にしていますので、最終段階では市長さんの給与は勤務の対価でなくとも理論は成り立つと言っていますので、この訴訟の論理そのものをよく読むと、必

ずしもスッキリしていないのですが、とりあえず論点としては、議員さんの報酬と首長さんに対する給与というのは何か差があるという議論をしているということに、ちょっと注意をしていただこうというのがまず一つです。

ノーワーク・ノーペイの原則については、あんまり触れられていませんので、これは省くといたします。

それで、1 ページ目ですが、実はもともとこの訴訟の第一審では住民訴訟側が勝っているのです。それが原審の判示が 2 ページ目ですけど、ちょっとそこを見ていただきますと、実は市長の勤務と給与の関係の場合は、この和泉市の条例上は、市長についての勤務時間、休日、超過勤務手当等の定めはない。しかも、地方自治法上は、長の兼職を一般的には禁じていない。しかも市長さんについては職務専念義務を定めた規定はない。従って、市長さんの勤務というのは執務室における勤務だけではなくて、広範多岐にわたってその勤務の具体的形態も千差万別であるから、市長のいかなる行為がその勤務と言えるかどうかは必ずしも明らかとは言えない。それが原審の最初の判決の言い方になっているわけです。

従って、この最初の裁判の議論は、市長さんというのは市長さんの地位に伴って給与が支払われているのだ、勤務ではないのだという見方になっています。

実は、私が気付いたのは、これは何のことかと言うと、市長さんも議員さんたちも、地方公務員法の適用外になっていますので、勤務時間や休日や超過勤務手当などは決めていない。職務専念義務を決めていない。それは共通しているということだけは言えるのではないかということです。

もう一つ、その次の 3 ページ、どこにポイントがあるかと言うと、204 条解釈です。ちょっと読みます。

204 条は、普通地方公共団体の長その他の常勤の職員に対する給料、旅費及び諸手当の支給に関する規定であって、普通地方公共団体の常勤の職員である限り、特別職であると一般職であるかを問わず、本条の適用を受けることとなる。従って、副知事または助役、出納長または収入役等の他、特別職たる長、議会の議長の秘書、その他の機関の長の秘書も常勤である限り本条の適用を受ける。

従って「本条の適用を受ける」ということは、給与、旅費及び諸手当が出る

と同時に、実は退職金が出るという解釈になっています。

それで、その次が 2 ですが、その場合に、これは長に対しては給与等ですが、そのうち、給与の中に「給料」が入っています、それについての解釈が出ています。

「給料」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称しているのであって、国家公務員の場合の「俸給」に相当する。なお、「給料」と言う場合には、給料の外、本条第 2 項の諸手当を含むが、「給料」は「給与」の中で、正規の勤務時間による勤務に対する報酬を言うのである。

この解釈は、ここで言うと知事さんは給料をもらっていますので、その給料は知事さんがもらっている活動の中に正規の勤務時間があるという解釈なのです。本当にそうだろうかと。そうすると、正規の勤務時間というのは、知事さんの勤務時間はどこからどこまでと決まっているのだろうか。決まっているはずはないじゃないかと。だから、知事さんの公務というのは、公舎を出てから帰るまで、さまざまな活動のことを言っているわけで、それが勤務時間であろうかと。少なくとも一般職の公務員のように勤務時間が決まっているということはないのではないか。

この判決をどういうふうに理解するかではなくて、この判決から私どもが、もし仮に学ぶべきことができるならば、いくつか気が付くことがあると思っています。

それから、おもしろいことが 4 ページにございます。「市長の勤務の特殊性について」でございます。その下の、「市長は住民の負託を受けて」という文章がございまして、ここはおもしろい文章になっています。

市長は住民の負託を受け、住民の福祉の向上を目的とする自治体の代表として、その行為が市長の勤務であるか否かは、その行為が自治体の目的に有効な行為であるか否かで判断が可能である。

これは控訴した側の主張です。その次がおもしろい。「例えば、休暇を取って市政について思いを巡らす行為などは、外形上は勤務と認められないが、明らかに市長の勤務と見なすことができる」のだそうです。おもしろい論理ですね。だから、片一方で給料をもらって、それは勤務時間でもらっているのだと

いう議論があるにもかかわらず、外形上は勤務と認められないが、やっぱり市政についていろいろ悩みながら思いを巡らせているのは勤務なのだと。そうすると、同じ公選職で議員さんも同じことをやっていますよね。悩みつつ、お宅に戻っても仕事をしたり、外に出て勉強したり。みんなこれに当たるじゃないかと。

最終的に私は、これは皆さん方にお示ししてございますが、この論理だけではやっぱり何か裁判官の文章も、こうやって控訴している弁護士さんの文章も、どうもあんまり当てにならないなというのが結論ですけど、論点だけはここから導き出すことができるのでないかというふうにお示しました。

その上で、先ほどの資料4でございますが、中間報告の構成案の一種のメモ風のものでございますが、とりあえず大きく言うと、どうしてこの調査会が設置されたか、調査会としてはどういう活動を行ってきたかということは、きっとまず書くべきではないか。当たり前の構成案の出発点です。

それで、その上で実はこれは後先が逆転する内容なのですが、一体今回の私どもの承っている任務を果たすためにどういう検討方針を取ったかというのはどこかで書かないといけないのでないかと思っていまして、それが①から⑧までございます。項目で言いますと、まず①として、現状議員さんの報酬とか政務調査費がどういうふうに扱われているか。特に直近の203条の改正の意味のようなことがございますので、それはきっと押さえるべきではないか。

②として、今まで知事さん、特別職等の報酬審議会が開かれていて、そこである考え方、基準で報酬を決めておいでになりますので、一体どういうふうにお考えになったかということは押さえるべきではないかと。そこで私どもとして新しい見方があるならば、従来の報酬等審議会に対して一定の見解を提起してもいいのではないかと、そういう含みがございます。

③は、今まで議論していただきましたように、議員さんの活動実態を明らかにした上で、それをどう報酬とか政務調査費とどう結び付けるかということをきっとやる方針で今回は議論していますということを言う。

④は、今までのところの議員報酬等の実態を把握するということありますので、これは資料的にカバーできるものです。

⑤は、他の自治体ではどういうふうになっているかということも、一応比較

の対象にしてみたらどうかということです。

⑥は、今回出て来ましたように、知事さんのほうの遂行状況も把握して比較してみたらどうかということです。

⑦は、三重県議会の状況が、これは構成上これからご説明いたしますように、三重県は他の都道府県議会と比べますと先行的にいろいろ改革を行ってきていましたし、そのことによって議会での活動、議員さんたちの活動に変化が見られますので、まず私どもとしては三重県議会の状況をきちんと把握すべきではないか。その後、それに立ってこの問題をどう考えればいいか。そういうふうになるのではないかということです。

⑧は、特に報酬とか政務調査費については、今までこれを見直しの検討をしている自治体がございますので、そういう先行している自治体の実情についても把握して、何らかの参考に供したらどうか。

従って、都合八つぐらいのこういう視点に立って検討してみた結果が以下のとおりになりますと、そのように持って行ったらどうかと思います。

それから、その下の(3)は、「調査会の活動経緯」でして、これは事務方のほうで毎回何をやって、どういう資料でやったかということが詳しくまとめられておりますが、本体にそれを全部書き込むのは、いかにも煩雑でございますので、まずご相談申し上げますけれども、大筋どういうふうに活動をして調査会も活動してきたかということを書きまして、具体的な活動の毎回の経緯、参考資料等は別添として報告書の中に盛り込むような形にしてはどうかと、今のところ私は考えておりますが、これはまたご相談申し上げます。

以上のような方針のもとで実際にどういうふうに私どもが報告書の中で実態として書き込むかということの内容は以下でございます。

次に大きな章立てとして、「2 三重県議会における改革の取り組み」についてこういふことを書いたらどうかと。これはもうすでにある程度書かれたものもございますし、委員さん方も予めご承知のことなのですが、広く県民の皆さん方に再度お示しするためには、私どもとしても三重県議会の取り組みをどういうふうに認識したかということを書いてみたらどうかということです。

その上で、この「2」を「3」に直してもらいまして、「3 議員報酬等に関する

る現状の認識」をどういうふうにするかということでございます。ここは主として地方自治法上の扱いをまず書きまして、これは政務調査費についても書いてございます。この中の文章はまだメモ書きでございますが、とりあえずは議員報酬について 203 条の第 1 項の書き分けが行われたと。それは明らかに非常勤扱いにしてきたということに対する一種のは正と言うか、直しの改革が行われたというような趣旨をここできちっと書いてはどうかということでございます。

但し、この文章を残すかどうかですけれども、3 ページのなお書きですけれども、そこをちょっと見ていただきますと、長について書いてございまして、長は、少なくとも 204 条の扱いの方は、どう見ても一般職の常勤職扱いになっているというふうに読めると。本当はそうじやないかも知れないけど、そう読めるということまでは、ここで触れておいたらどうかという趣旨になっています。

政務調査費は、政務調査費も書き始めると、たくさんのことと書かなければいけないのでですが、私はこの程度のこととていいのかなと思っています。

基本的に言うと、4 ページのところで、まだ私どもは本格的に検証していませんが、政務調査費は地方自治法では「議員の調査研究」になっていまして、調査研究とはどういうことをやるのか定義がございませんし、政務に係わらせている趣旨も明らかに曖昧なものになっているということでございますが、現在の地方自治法上の規定を前提にした上で政務調査費はどうあつたらいいかということを考えざるを得ませんので、結構難しい課題であると、ここの二つの文章で書いたに過ぎません。

さて、そこで、(2) の審議会の見解です。これはこう書いて間違いないかどうか、ちょっと事務方と議長さんにお伺いしたいと思いますが、今までの平成 18 年の答申からの抜粋の文章でして、このアンダーラインは私が引いたものです。アンダーラインは、18 年の段階では報酬等審議会の皆さん方は、県議会の議員の報酬というのは非常勤職員に位置付けられている県会議員という考え方を取っていまして、従って、非常勤職員の勤務に対する反対給付としての性格を報酬は持っているのだと、そういうふうな見解に立って議論をされているとということでございます。

それで 4 ページの 1 段飛ばして平成 18 年、これはコメントになっていまして、

この文章で趣旨が大丈夫かどうかです。読み上げますと、平成 18 年 12 月 27 日の答申では、まず①県会議員は「非常勤職員に位置付けられている」と見られており、②その報酬は、「勤務に対する反対給付としての性格を持つものである」とされている。

その後、私のコメントですが、①は、当時としてはやむを得なかつたにしても、旧 203 条に関する誤った解釈である。従って、②の議員の報酬が「勤務に対する反対給付としての性格を持つ」とされているが、その勤務とは非常勤としての勤務と理解されていると言える。そういうふうに断定していいかどうか。

次に、議員の報酬は、「知事等三役の給料と性格を異にするもの」とされ、その報酬等の額の審議に当たっては、「知事等三役の給料月額とは別途議論すること」とされている。これは、議員も長も公選職であるという共通性を基に、議員報酬を検討するという見方には立っていないことを意味する。そういうふうに、これは相当強い批判的な文章になっていました、これを我々が書いて、知事部局のほうはお怒りにならないか、あるいは今まで審議会で審議をやつた方々はお怒りにならないかと思っているのです。しかし、議論をはつきりさせるために、一回メモの形でこういうふうに書いてみた上で、これは少し言い過ぎていると、あるいは少し間違っているとなつたら、これを直してもいいと思って、今日はメモの形ですが、思い切ってこういう文章にしてみました。これについてご意見を伺いたい。

それから、活動実態については、これはルールを決めなきやいけないですが、議員報酬の実態は、この前出たような表をここに、とりあえずこんなものを入れながら、あまりたくさんの中を入れないで、重要な表を入れて議論をしてみたらどうかというサンプルです。

政務調査費のほうは、ここも今までことを書いているに過ぎませんで、これはまだ私どもとしては本格的に検討しておりませんので、この程度で今回は取扱ざるを得ないと思っています。他の自治体の状況もここに書いたとおりです。

そこで、本日もう一つ皆さん方に、おおよそこういう方向でいいかどうかについて議論をしていただきたいために、単純な座長メモですが、次のページを

めくっていただいて、三重県議会議員の報酬の在り方についての基本的な考え方の座長メモをちょっと見ていただけますでしょうか。

一体、地方議会の議員さんをどういうふうに見るかということをなしに報酬のことは出できませんので、とりあえず今回は明確な形で、法律上は言つていませんけれども、明確な形で議員さんは公選職であるということをイメージ的に打ち出してみたらどうかという趣旨になっています。それはどこと比較するか。一つは一般職の常勤職員と比較してはいけない。そういう比較の中では見えてはならないという趣旨のことが書いてあります。それはどうしてかと言うと、公選職はこうやって選ばれるし、しかもア、イ、ウという公選職としての特殊性があるのではないかと言えるからではないかと。これはちょっと、ア、イ、ウは私も相当偏った文章ですので、ちょっと読み上げますので、こういう趣旨のことでのいいかどうかです。

ア 一般職の職員は、一定の指揮管理の下において仕事を行うのに対し、議員の活動は、当然のことながら指揮監督する者が存在せず、議員個人としての判断によって行われている。従って、議員職を一般職の職員と同列に捉えることは適当でない。地方自治法上も、非常勤の一般職の職員を包括的に規定している現行の第203条とは切り離して、独自の規定にすることが望まれる。

地方自治法に対して異議を申し立てています。これが一つです。その最後の2行は削除してもかまわないんですけど、一言ぐらいこういうふうに言わないと、公選職ということを明確に打ち出せないのでないかと思います。

イ 公選職としての議員は、一般職の職員のように上司の下で時間的・場所的に管理される存在ではなく、住民の代表者として自律的に判断し、その責任を住民に対して取る政治家である。というふうに明確に言つたらどうか。

ウ 議員の職務は、住民を代表してその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長等の事務事業執行を監視するという目的を達成するために行われるものであり、議員としての職務遂行であるかどうかを、活動の行われる場所が議会内であるか否かによって判断すべきではない。これを明確に言いきっている。

なお、合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、その構成員たる議員同士が、一定の運営・管理のルールを定め、その遵守のも

とに活動することは当然である。それゆえ、議長・副議長、各種委員長・副委員長などや会派による議会の運営・管理に含まれる活動も議員としての職務と言える。ということまで広げて理解していただいたほうがいいと思っています。それがまず1番目です。

2番目は、こんなことを言っていいかどうか分からぬですが、「不安定な職としての議員職」ということを言ってみたらどうかです。有給職は③に出てくるので、これは入れ替えてもいいですが、有給職としての議員職は、現行制度では4年という任期付きであり、当落によって身分の取得（ないし継続）か不取得（ないし喪失）が左右されるという意味で議員職は不安定な職である。このような議員職を志願する人は、むしろ奇特な人と言うことができる。しかも、公選職であることに由来して、議員には1年365日、これは24時間365日です。常に「待機中」という緊張感が付いて回っている。勝てることは非常に不安定ながら、そういう緊張の中で仕事をし続けなければならないという、そういう職なのだということをちょっと言ってみたらどうかということです。

その次は「有給職としての議員職」で、ここは重大な論点が含まれています。

現行法上は、普通公共団体は、その議会の議員に対して、議員報酬を支給しなければならないとされており、その点で議員職は有給職である。それは、第2次世界大戦前のように議員職を実費弁償程度の扱いで済む名誉職と扱う考え方方が明確に否定されることを意味している。今回、明確に今日の段階で言いきっている。

その後、ここが挑戦的な文章で、私は個人的に、どんな小さな議会の議員さんもボランティアで扱うことに対する反対しているものですから、私の個人的な見解が相当出た文章です。ですから、削除することは可能です。

なお、今日、地方議員はボランティアでよいのではないかという説がある。ボランティアであれば、月額の報酬は必要がなく、誰でも気楽に議員になれるのではないかということかも知れない。この考え方には、地方議会の議員活動は、住民による無報酬の社会貢献活動であることが望ましいという発想に立っている。この説の根本問題は、議員の活動を仕事とは見なさない点にある。およそ、ある活動を仕事としてやってもらうならば、それに対する対価が支払われて当然である。無報酬（タダ）でやるというのは、議員の活動は仕事ではないとい

うことになる。

少なくとも、三重県議会議員の活動実態を見れば、議員職が誰でも気楽にできる社会貢献活動ではないことは明らかである。議員は、一般の住民に比べれば、制度、政策、事業、予算から議会・行政での意思決定手続き、地域の現場知識に至るまで、かなりの知識・経験をもって、相当の時間を割いて議会活動及び議員活動を行っている。

というふうに捉えてみたらどうかというのが3番目です。ちょっといろいろ私好みの文章が出過ぎている可能性が十分あります。皆さん方のお考えを伺いたい。

その上で④は相当決定的に重要なこととして、ちょっとこれも読み上げさせていただきます。

議員報酬の水準を考える場合、少なくとも次の2点が重要であると考える。

第1に、議員職が公選職であることを考えれば、議員報酬は、同じ公選職である長の報酬（給与等）を比較考量して、適切な水準とすべきである。その際、いわゆる3役、長と、選任に当たり、議会同意を必要としている副知事と教育長の報酬（給与等）の平均値を勘案するという考え方もあるが、副知事や教育長は特別職であっても長と同列の公選職とは言えず、副知事や教育長を比較考量の対象とするのは適当でない。というふうに言いきってみたらどうか。

その上で、普通地方公共団体の長は当該団体を代表する独任制の執行機関であり、概して日々忙しく常勤的に仕事をしているは間違いない。こういうふうに言ってもいいかどうかです。

しかし、地方公務員法の適用がない特別職の地方公務員であること、住民による直接選挙によって任期4年で選ばれること、自治法で禁止されている兼職以外の職を持つこと、24時間365日、言わば「待機中」の身であるといった点では議員職と同様である。両者を公選職として捉えた上で、それぞれの活動実態を把握し、比較考量し、その活動の対価として報酬の水準を考えていいのではないかというのが、その文章になっています。

そのあと、これもなお書きですので、言わなくてもいい文章ですが、とりあえず論点を明確にするために言っています。

なお、現行の地方自治法第204条は、常勤の一般職の職員と同じように常勤

職と見なしているのではないかという疑問をぬぐえない。これは長についてです。

次、ここが重要で、今回の資料で分かったことです。

実際には、国は、地方交付税措置として、議員については報酬と期末手当を交付しているが、首長は「特別職（常勤）」として扱い、本俸、期末手当、退職手当、基金負担金、共済組合負担金を交付しており、「各種手当等の本俸に対する率は一般職員の例による」としている。同じ公選職であるにもかかわらず、このような扱いの違いをどう説明するのかは一つの検討課題である。議員報酬の水準を検討するに当たって、長の報酬に4年任期で支払われる退職金を参入して考えるかどうかが問題になるからである。

もし仮に、これは退職金が全体としての給与の中に入るということになると、長のもらっている報酬（給与等）は相当の額になりますし、これと比較した場合の議員さんの報酬を考えることになるのか、そういう論点になるものですから、相当大きい話です。

第2は、仮に、議員報酬を長の報酬（給与等）の比較考量で考える場合、長の報酬（給与等）額を所与として議員報酬額を決めることになれば、議員報酬の水準は長の報酬水準によって決まる事になる。この場合、長の報酬水準の適否 자체を問題にすることはできない。議員報酬の水準を長の報酬水準によって説明するだけでよいのかどうか問題になりうる。

そのあとは私の見方です。

しかし、仮に議員報酬の最高額が想定される議長さんの報酬が長の報酬を上回るとか同額になるとは考えにくく、その意味で、議員報酬を長の報酬の一定比率で考えることが不合理とまでは言えないのではないか。どの程度の比率にするかについては、年間を通じた議員の活動実態を勘案することになるのではないか。そういうふうな見積もりではどうかということです。

⑤ いわゆる役職加算について。

議員報酬を年功序列的な体系（一種の能力評価制度）として構築することは困難である。もしこれができるとすると、評価をして、報酬に差を付けることになります。それは無理ではないかと思います。なぜかと言えば、議員さんは相互に対等・平等であり、当選期数や年齢によって責任が異なるということは

ない。これが議員さんの特色である。従って、これに一種の傾斜を付けることは無理ではないか。

そうすると、次に残っているのは、合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、正副議長・正副委員長やその他の役職を置いている。こうした役職のうち、どの役職にどの程度の報酬上の加算を付けるかについては、職責の量的質的な度合いに応じて、一定の加算率を検討する必要があるのではないか。

ここではまたその加算率の内容についてお示しするようにはなっていませんが、これはおそらくは現在でもある種の、数字的に見ると現在の本則でも一定の加算率が出てきます。他の自治体でも出てきます。それがどういうふうにして出てくるのかについては、町村議會議長会のほうにはございますが、あれに直ちに沿うわけにいかないと思うのですが、しかし、何かの加算率を想定しないと、議長さん、副議長さんについて普通の議員さん以上の報酬を支払うことはできません。これをどうしたらいいかということになるものと思います。

しかし、大筋として、議長さん、副議長さんの報酬が高いということについて異議がないものと思っていますので、問題なのは一定の加算率をどうするかということになるのではないかと思います。

ちょっと長くなりましたが、皆さん方のご意見等を伺って、これから少しまとめていかないといけないものですから、思い切ってまだ粗雑ですが、内容をメモの形でお示ししました。残っている時間で少し皆さん方のご意見を伺わせていただきたいと思います。

とりあえず私からは以上です。

議員さんの報酬って、地位に基づいて出ているのですかね。

(廣瀬委員)

この判例と言いますか、控訴理由書からの引用から出てくるものから見て、例えば先ほどご紹介があった原審の判示というところの中で、これは市長さんについてですが、市長のいかなる行為がその勤務と言えるかどうかですら、必ずしも明らかとは言えないということは、おそらく議員の活動についても同じことが言えるだろう。

しかし、それが自治体の運営ということにとって、やはり不可欠の活動であ

るという意味において公務性を帯びていて、ただそれに対して範囲を明確に定められないけれども、それに対する活動の対価とするということはなかなか難しい論理になるだろうということなので、私の個人的な感触としては、つまり活動実態を把握するということをベースにしていくということで検討してきましたけれども、それを基にしてこれだけの活動があるのだから、特にその中で明らかに公務性のあるもの、あるいは公費によってサポートされるべきものについて対価を払うのだという論理立てと、ただそれ自体の、特にこの調査でも黄色の部分に、そのどちらでもあり得るというものを置かざるを得なかつたわけですから、とすると、むしろ実態としてこれらのさまざまなもの、公務性においてもさまざまな度合いのさまざまな活動を、これぐらいの実態的な時間を費やす必要があり、それが対価を払うべき対象と考えるよりも、その活動を経済的に保障して、条件を確保するために報酬を支払う必要があるのだという論理のほうが、何か説明がつきやすいかなと、個人的には思います。

(大森座長)

僕もそう思うのですね。細かいところまで勤務を割っていって時間で追求していくと、どこかで無理が生じることになる。

(廣瀬委員)

どうしても「いや、それは違うだろう」「いや、入るのだ」ということについて、万民が納得する論理と言うか、接点が引けないと思います。

(大森座長)

かつてのように議員さんの「勤務」ということになると、勤務というのはやっぱり本会議とか委員会とか、正式の議会が招集されている時に出てきて、そこで費やす時間が「勤務時間」だろうと。絶対その論理に陥ってしまう。かつて私どもが少し努力して「それはおかしい」と言ってきたのに戻ってしまう。今おっしゃったことは重要。

しかし、活動実態が何もなくてやっているわけじゃないから、それは大筋で把握できている。しかし、本当に細かい何日、何時間、何分が意味を持っているのではなくて、本当に広範に多岐の活動を議員さん自身も行っているということが明確になっていればいいのではないかと思うのですね。

(廣瀬委員)

その点で、座長メモの2ページの真ん中あたりに、活動実態の把握からのところで、「活動実態を把握し、比較考量し、その活動の対価として報酬の水準を」という一節にはもう一工夫をしたほうがよいのではないかという印象を持ちました。

(大森座長)

私はここで「職務」とか「公務」と言っていないのです。だから一番広い意味なのです。およそ議員職というのは、議員さんが議員職という身分を獲得するので、その身分を獲得した議員職として行う活動としての対価という意味なのですが、もうちょっとそれは今のように明確になったほうがいいですね、確かにね。

どうぞこの文章はいくらでも直せますので、思い切っていろんなことを言ってください。

(岡本委員)

基本的な考え方というのは、私どもは今、両先生が言われたことで、ほとんど異議はないように思いますが、ただちょっと、今言われたように言葉の使い方がもうちょっとソフトにとは言いませんが、もうちょっとアカデミックな感じで、「むしろ奇特な人」という、このへんももうちょっと「使命感に燃えた」とか、そういうふうなところが何ヵ所か、次のページの「議会活動及び議員活動を行って社会の発展に貢献している」とか、ちょっとそういうふうなところはありますが、基本的にはもうほとんど思想的と言うか、全然問題はないのではないかと思います。

(大森座長)

議員さんのヒアリングの中にもありましたし、ここで議論をしたのですが、例えば一応会社に勤めていて、普通、高等学校や大学を卒業すると、普通の人は就職するものなのですよ。最初から議員職を目指す人はいないですね。家族で定められていてやらない限り、普通はちゃんと勤めるものですよ。4年という期限付きの職ですよ。しかも選挙ですから必ず当選するとは限らないですね。それをはなから求める人というのは、本当に何と言うか、私は考えられない。相当冒険家か、相当資産があって平気な人ですよね。

(岡本委員)

議長さんと副議長さん、どちらかと言うとそういう方だろうと思うから、一度ご意見を。

(大森座長)

志の高い人です。でも、全国の議員さんを見ると、勉強もしない志が低い人も多いのです。

ここには書いていませんが、実は、今回の私どもの議論は、三重県からお願ひされましたので、一応県議会レベルを議論していますが、従って全国の市町村の話はまだここの中に入っていないのですよ。少なくとも県議会議員さんについて議論する時は、ボランティアなんて話はないだろうと。但し、私の書き方は、市町村に至るまでボランティアはどうかと言っていますので、ちょっとこれも言い過ぎている。「奇特な人」も含めて、もうちょっとちゃんと文章が作りますので。今日は少し思い切っていろいろなことをご指摘いただければと思います。

(廣瀬委員)

1点、ボランティア論に反対というのは私も同意見なのですが、ボランティアに対する対義語と言いますか、それと対照される言葉は「職業人」でいいのかということについては、ちょっと違和感がある。「議員とは、職業人である」という表現には、おそらく議員の皆さんの中にもそれはちょっと何か違うとお感じになる点もあるのではないか。私もちょうど違和感があります。

(大森座長)

それをちょっと議論しましょうか。大事なことですね。議長さん、何かお考えがありますか。議員さんというのは職業人であるかどうか。

(山本議長)

そうではないと思います。

(大森座長)

議員さんというのは、そうすると、議員という職を持っていることは確かだけど、いわゆる職業人ではないと。どういう人になるのでしょうか。

(廣瀬委員)

こういう職業観が正しいかどうか分かりませんが、4年の任期が区切られていて、かつ、これにはいろんな異論があるかも知れませんが、一生同じポスト

ずっとやるのであれば、例えば被選挙権を得たら8期32年ぐらい、その職業を全うするのだと言って担当していただくのがふさわしいポジションでもないし、制度もそうなっていないし、その意味でやはり一定の期間、私はその職に、一回の選挙ごとにその任期の間専念する条件を整えるべきだと思うし、特に都道府県議会の議員としては相当なそれに費やさなければならない活動時間があるということを考えると、その間他の収入が一切なくとも専念できる条件を報酬によって実現すべきだとは思うのですが、しかし、そういうものが職業なのだと言われば職業かも知れませんが、「職業人」という言葉のニュアンスとしては、何と言いますか、その一生の職とか、その領域において自分のキャリアというものを人生の設計の一部として考えていく、そういうニュアンスがつきまといます。

ですから、一定の期間、県民の福祉のため、あるいは公共の福祉のために、政治家として役割を果たすということ自体は、その条件整備として報酬が支払われるべきだとは思いますが、職業人という位置付けとはちょっと違うニュアンスのものではないかというのが僕の印象です。

(大森座長)

そうすると、同じことは長にも当てはまりますか。

(廣瀬委員)

はい、私はそう思います。

(大森座長)

そうすると、長についても当てはまるということは、この判例でもちょっと出てくるのですが、退職金が出ているのは前払いしているから、生活給的な、生活保障的な意味があるのであるのだと言っているのですね。一つの論なのですが。難しいですね。

他のお二人は、議員さんというのは、ちょっと職業人ではないのではないか、何業をやっているか、「業」とは言わないか。その意味で言うと、非常に特殊な存在ということになりますね。

(金森委員)

何となくこの「職業人」という言葉と、ここで書いていただいている「不安定な職としての議員職」という条件があるのですが、職業人というのは、何と

なく逆に安定しているようなイメージのある言葉かなという気がして、私もボランティアではないという意見に非常に賛成なのですが、まったくそうでないと言い切るイメージがいいのかどうかというのがあるかなと。

(大森座長)

最近は、任期付きの公務員というのが出てきているでしょ。それから会社にも非正規の人がいます。ということは、この人たちの身分は非常に不安定です。その点で言うと議員さんと似ているのです。だから、それは難しいのですけど、世の中全体の動きの中から言うと、一般的な従来の私どもが思っていた「職業人」というのは、何となく自分の人生設計がどこかであって、きちんとした仕事をやり続けるイメージですが、社会全体は崩れた。だから、社会のほうが「議員さん」と呼ばれるそういう職に近づいてきている。

そうすると、際どい話をしてると、所詮、民間のほうだって簡単に転職もないし、自分が思い切って4年、選挙活動をやれば、あるいは就職活動をやれば、4年間の所得が保障されるのだったら、それもいいじゃないかと。そういうことに気が付くと乗り出してくれるよね。世間のほうでも、安定した職なんて保障してくれない。

(金森委員)

そうですね。有期労働者があえて有期の道を選んで選択して働く労働者と、今の世の中がそれを選択せざるを得ない労働者と、この議員の方の4年というのは、自分が希望して4年を選んだと言えば選んだのかなというの、ちょっと違うかなというふうには思いますけど。

(大森座長)

そうか、議員さんというのは職業人ではないと。

(岡本委員)

だいたい、一般的にサラリーマンを例にすると、大学の先生はちょっと違うかも知れませんが、だいたい生活するために働くということですが、生活するために多分県議員になろうとする人はいないですよね。何をやりたいということをもって、それが県議員という職業にするわけでしょうから。ちょっとそのへんは違うような気がします。

職業を選ぶ時に、我々だったら給料人とか交通業とかを選びますけど、ああ

いう分類ではないですか。

(廣瀬委員)

公務員じゃないですか。

(大森座長)

長も、特別職は公務員です。申告していると言ったら、公務員とかになるのです。公務員なのですから、何かそこも違う人たちですね。

(金森委員)

公務員は安定した職業。ちょっと違いますよね。

(廣瀬委員)

私の感触と言うか、私自身が議長会などから出てきた「公選職」という提言を読ませていただいた時も、個人的な受け止めとしては、公選職、その「公選」というものが入っている公選職という身分そのものの持つ特殊性の中にそういう要素が入っているのかなと。その意味で通常の、いわゆる一般社会による「職業人」という言葉を含んでいるいろいろな要素というものとはちょっと違う特殊な社会的位置付けであり、また公共的役割なのだと。そういう主張を含んだ言葉として捉えて、この言葉をもっと定着させていくべきだと思っているのですが、そうすると、「公選職という身分を持つ職業人」と書かれると、「そうなのかな」と、正直なところ思ってしまうということです。

(大森座長)

議員さんに選ばれて、議員さんの活動を始めた時に、その議員さんは何を獲得しているかということになりますね。今日のこの控訴で、その議員さんという地位を獲得しているということは言えるよね。身分を獲得しているとは言えない。

一般的に法的に言うと、議員さんも長も、身分だけで行くと、公務員という身分なのだけど、そのうちの特別な公務員になっている。従って、特別な公務員になるがゆえに、一般職の公務員と違う扱いになるから、地方公務員法の適用の外にある。それは、選挙で選ばれる人だけの独特の身分だと思うのだよね。だから、勤務時間なんか決まっているはずないじゃないかと。働く場所が決まっているはずないじゃないかという、そういう議論がそこから出てくるのではないかと思うのですね。その言葉の用法をどういうふうに我々が理解をして、定

義して使うかということだと思います。地位とか身分という概念を使って大丈夫かどうかですね。

それと、今ご指摘のような「職業人」と言うか、とりあえず「議員職」と言ってみたのだけど、議員職というのは職業人になることでなくて、今、廣瀬さんが言っているような意味合いの、そういう職に就くことで、職業人になったわけではないと理解するのかですね。

(廣瀬委員)

今、この報告は当然現行法の枠の中で作られていて、一部法改正もするべきだという提言もありますが、そこに踏み込むならば、「特別職」と言った時には審議会の委員とかそういうところまで特別職になっているわけですから、それと選挙によって選ばれてその職務に就く方というのは、そういう意味で言うと「特別職公務員」というカテゴリー、かなり雑多なカテゴリーの中に入れて一般職と区別をするというよりは、一般職があり、公選職公務員がいて、それからそれ以外の特別職公務員があるという位置付けというのが最も実態に即するし、在るべき姿なのだろうなと。

本来であればこのように整理されるべきという主張をした上で、こういう報告を出していくということになるのかと。現行法の中でこの公選職という身分とまで言えるかどうか、法解釈論になると難しいかも知れませんが、るべき公務員論と言うか、公務員の中にどういうタイプの人たちがいるかという整理で行くと、今は「特別職」と括られているけれども、選挙によって選ばれて政治的な立場であり、かつ、公共の福祉の増進のために働く、そういう職のことは「公選職公務員」と位置付けるべきであろうとか、そのような意味における「公選職」という身分を持つ者であると。このようなところではないかと思います。

(大森座長)

実は、この中では言っていないくて、我々が政治学のほうで言っていることなのだけど、議員さんになるというのは、やっぱり権力を利用することになる。世のため、人のためというのは大義名分になっているわけで、そうなのだけど、実際には権力を利用しているのだよね。自治体におけるいろんな意思決定をやって、その結果としていろんなものの資源を配分しているのだから、権力を運

用している人たちなのよね。その権力を運用しているということは、あまり今日は明確に出ていないのだけど、だからここはあまり議員さんたちの志みたいな議論をやっていない。志の中には、権力を獲得して、権力を運用することが志になっているのだから、間違いなく。その結果が世のため、人のためになるのかどうか分からぬのですよね。

ちょっと考えましょうか。そういう問題提起がありましたので、それは考えておきます。

(廣瀬委員)

今のこととは、補佐職としてではあれ、公務員一般にもある程度当てはまるのではないかでしょうか。決裁の権限は、行政権の発動であれば長にしかないかも知れませんが、実態面としては。

(大森座長)

それはどこに連動するかと言うと、任期が付いていることで、一回なったらずっと認めませんよと。4年で必ず審査して、あなたが不適格だったら落としますということになっている理由ですね。それは明らかに違うのです。一回なつたらずっと死ぬまでやってもらいますなんて、絶対危なくて仕方ない。だから4年で審査しますとなっている。

分かりました。今のこととはちょっと考えます。

それ以外のことで何かございますか。大筋の構成はいいでしょうか。こんな並べ方でいいでしょうか。

(廣瀬委員)

あと1点。最後のところの正副議長さん、それから委員長さんとなっていまですが、ヒアリングでは、両論ありはしましたけれども、正副議長さんの、現行もそうですけれども、報酬が違うということに対しては概ね異論はなく、他方、委員長さんに対しては、「いや、やはり要らないのではないか」という方のほうが多い印象、かつ、「いや、支給することもあるかも知れませんね」という消極賛成論の方がそれに次いでいる感じがあった。

そのことから考えても、正副議長の報酬は、これはどう表現したらいいか分かりませんが、高く、これをどう位置付けるかということ、かつ、委員長さんなどは違うということで整理をすれば、議会という機関の対外代表機能に伴う

職責と言いますか、その分に取られる活動時間であるとか、そういうことはやはり見ていくべきであるということで、ただ、議会の中の色々な情勢ということまでになってくると、確かに議事整理権をはじめとして議長さんも色々ありますけれども、それは委員会における委員長さんと本質的に違うものではないと。調整であれば会派の代表の方というのもやはり同様ではないかということを考えると、議会内の調整等に係る役割という部分については今回報酬の額が異なるてくる根拠とは見ない。しかし、機関としての議会を対外的に代表したり、あるいは全国議長会等の、これも対外的な代表の中と言えるかも知れませんが、そういう点で正副議長さんの報酬についての考え方をまとめるとということはあり得るのではないかなど。

(大森座長)

要素としてそうだと思うのですが、委員長も場合によると、委員長は本当にものを分かっているから、対外的にも正副議長に代わって委員長が説明したほうが明確だし、そういう役割を実は果たしている。要するに今のところこのメモは、基本的に言うと、普通の議員さん以外の仕事をやっている人を並べた上で、今回は私どもとしては、正副議長さんについては主として今の話のことなので、少し傾斜配分、加算してもよろしいけど、今の三重県はこういう考え方で、委員長さんについてはこういう扱いをしてきましたので、それは是としますということでもかまわないと思っています。

でも、何か線を引けと言われると困るので、独特の考え方があるのであれば、それはそれとして収めることはできると思います。そういう趣旨でここは書いてあります。決めているわけではありません。他の自治体は出しているところもあるので。我々としては、検討しないまま是認しないで、検討した上で現在のやり方がそれなりの理由があれば、それで結構じゃないですかということは言える。

(岡本委員)

正副議長というのは、法律上は4年でしたよね。それをほとんどの県は1年で自ら辞めるのですか。ただ、三重県は2年ですか。それはやっぱりお金でないですよね。多分名誉か、議長職で交代をされているという理解か、みんなにそういうチャンス、経験を与えるという意味なのですかね。

(大森座長)

議長さんにお聞きしたい。

(山本議長)

みんなに公平にその職に就いてもらうという意味では、2年でなくて1年のほうが就いてもらいやすいですよね。但し、今のようなこういったいろんな重要案件がある中で、やっと理解できてきたなという時に改選するよりも、2年続けて継続して議長職を行ったほうが、議会としてプラスだねと、そんな意見が1年から2年に変わった時に言われていたのは確かです。

それとか、後たまたま今、全国議長会の職に就いているのですが、全国議長会でも懸案事項というのが1年で解決していかなければいけない案件ではなくて、継続して2年3年かかっている場合があります。地方自治法の改正だとか公職選挙法の改正だとか、そういう時に1年で交代しているよりも、以前のことを理解しながら継続して次年度も審議していく、その場に同じ人間が委員として入っているというのは、地方議会としてはプラスですね。

(岡本委員)

僕は評価しているのですよ。というのは、他はみんな1年でしょ。だからそういう意味では、僕は、三重県はいろいろ改革をやっているその一環かなと思って、それでちょっと聞いてみたのです。

(山本議長)

そのように私も、岡本さんが言われたのはそういうことかと思います。

(大森座長)

私はもっと厳格で、4年変えるなと言っています。法律を守ってもらいたい。法律の規定の趣旨に合わせて、必ず4年間務めてもらいたい。そういう人を議会は選んでもらいたい。だから今おっしゃったように、クルクル変わったら、やっぱり4年間いる長と渡り合わないといけないですから、変えないほうがいいと思っているのですけど、これは一応各議会の裁量の範囲なので。それでも1年ごとにクルクル変わるとは何事ですかという話で。

(岡本委員)

でも、4年間やったら大変でしょ。

(山本議長)

えらいと思います。

(岡本委員)

選挙の心配のない方ならいいですけど。

(大森座長)

今回は、「公選職」と明確に言っていいのでしょうかね。ちゃんと一応定義しますが、定義した上で、私どもは公選職としての扱いをしていて、ここで言うと知事さんとの比較で基本的にものを考えると。それ以外に要素もございますが、基本はその方向で行きたいと思っています。

今回はあまり三重県議会改革のほうには出てきますが、あまり二元代表制についてここでは言っていないですね。そのことは真正面から書いていませんので。だけど、公選職で押していけばそうなるのではないかなどと思っています。そちらのほうで押してみたらどうかと。

それにしても、現在の交付税の扱いも、法律的な扱いも、知事さんは常勤職の扱いですからね。そうすると、この議論が再び、じゃあ議員さんは何職だろうかという話になっていって、仮に非常勤的でないか、何で知事と比較するのかという議論に必ずなってくるのですよ。だからどこかに憲法的に議論するためには、今のように204条に位置付けないで、公選職としての長と議員さんが別にきちっと分かるような形で法律の位置付けをえてもらわないと、いつまでもこの問題は尾を引くと思います。

今回、我々は一応知事さんとの比較で何かやってみようと思っていますが、必ずこれについては異論が出ると思いますよ。その時に、我々が活動実態を調べたら議員さんはこれだけ活動をやっているから、そっちのほうは大丈夫ですということで議論をしたいのですけど。

(廣瀬委員)

もう一つは、憲法が言う公務員、つまり国民が選任してその職ができる、あの公務員はというのはつまり公選職のことを直接には意味をしていて、それ以外のいわゆる国家公務員法、地方公務員法の一般職の人たちというのは、その公務員に対する補佐としての役目をしているに過ぎないので、ですからむしろ憲法的な意味における公務員というのは、ここで言う公選職に絞られると言いくつてもいいわけですよね。

(大森座長)

だから、一般職と比較するのはよくないと私は言っているのです。その法律の中に入れるのはもともとおかしいと。今回、三重県議会がここで私どもが受けて、どういうことをされてやるかによりますけど、明確な形で打ち出すべきだと。今、廣瀬さんがおっしゃったことはそのとおりで。公務員と言ったら、やっぱり一般職の公務員のことですよ。向こうのほうで常勤、非常勤とした形で当てはめているのですよ。どこかで切り離すべきだと思う。

少しこの点で言うと、思い切って「公選職」という言い方をきちんと定義して打ち出して、その関係で方針を考えている。大筋ではご了解はよろしいですか。

あと少しこれから詰めていく時に気になるようなことはないですか。

実際に現在の条例上の本則で、知事さんと議長さん、副議長さん、議員さんと決まっているのですが、それで単純に計算すると、仮に知事さんを1とすると、議長さんはどれぐらいの比率になっているかと出てくるのですよ。現在の扱いで言えば。それは分かる。今までのことも分かる。他の自治体も分かる。ちょっと他の自治体でも単純計算ですので、Bグループでやってみることはすぐできますので、そうすると、この比率がどうなっているか、どれぐらいばらついているかというのは分かりますよね。ちょっとそういうこともどこかで見ながら、どこかでこれを決めなきやいけないのですよね。どこかで算定方式みたいなものをひねり出さないといけないので。

さっき私が懸念しているこの議論で行くと、議員さんたちのほうの報酬を独自に、こういう理由でこういうふうに決めるべきであるかというふうになれば、反射として知事さんのはうはそれの 1. 何倍かになる議論の可能性があるのですが、この議論はちょっと二元的代表制という建前とちょっと違っていて、知事さんのほうがお決めになるとこちらは決まりますよという話になるのですが、それはどうでしょうか。

比較対象をする時に、従って知事さんのはうの全体の公費支給額というのはどうするかということは、我々は何も言わないということか。それはどうぞ報酬等審議会でお決めくださいとなってしまう。ちょっとそれが弱いのではないかと思っているし、つまりこちらが従属変数になるでしょ、知事さんのはうが

独立変数で。独立変数のほうは何によって決まっているかということは、別途、知事さんの給与は何によって決まるのですかと。

しかも、本則上のことしか議論していませんので、仮にいろんな時代とか社会の変化の中で、議長さんのはうも短期的に言うと報酬を減額したりすることもあり得るでしょ。その時に議員さんのほうはそれと連動するのですかという議論が残っている。

もっと生々しい議論をすれば、現在は知事が減らしていますので、もし仮に直ちに適用すると議員さんの報酬を減らすということになります。そういう効果が出てきてしまうようなことに今のところはなっていますので、それをどうしたらいいか。ちょっとした決断をしなければいけない。

(廣瀬委員)

知事さんとの比率という時に、退職金を含めた4年間の支給総額を比率で言うのかとか、いわゆる報酬月額で言うのかというのの大問題ですね。

(大森座長)

これは悩ましいですよ。相当な額ですので、あれを入れた時に月額単位にしてそれとの比率で議員を考えていいかといふのは。

(岡本委員)

知事が今、退職金を返上して、給料も3割カットしている。この時点で、こういう調査会にしたら辛い話ですな。

(大森座長)

辛いですよ。私は、退職金を全廃してもらうのが一番いいですよ。そうするとすっきりと比較ができる。諸手当も出ることになっていますので、あの諸手当も実は問題なのですよね。だけど、今の扱いは明らかに常勤職の扱いをしているので、ここが悩ましいところ。もし仮に総所得で入れて、少なくとも総所得で月額にした場合を基準にして、それとの比率で議員さんを見たら、多分現行の議員さんの報酬を上げることになるでしょう。そうでなければよほど比率を下げないとダメだという話になるでしょう。そういう仕儀になつてもいいかというと。やっぱり県民の皆さん方が「そうだなあ」と。あんまりそれをかけ離れるようなものを出すのはいかがかということになるでしょう。あんまり非常識ではいけない。世間基準というものがそれなりにあると思うのですね。

それと、我々が論理的に詰めていった時に、どこかで緩和するような別の議論を入れ込むことができるかどうかですね。報酬等審議会のように、全国の真ん中ぐらいにいるから納得するでしょうというのが一番いいのだけど、そんなのは調査会を作った意味がないので、もうちょっと明確なことをやらなきゃいけない。

最終的に少し皆さんとご相談をして、議会で受け取って、議会のほうで議論されると思うので、私どもの何割か分かれませんけれども。

本日はそこにあることでよろしゅうございましょうか。

このあと、この文書を通じて、誰がどうやって分担して、いつどういうふうに出すかについてはちょっと込み入った話でございますので、これを閉じた上でご相談申し上げたいと思います。

とりあえずこの会議は以上でよろしゅうございますか。

一応心づもりとしては、最初に私どもが仰せつかったのは、1月中には中間報告が欲しいとおっしゃっていますので、いくら少なくともあと最低2回はやりませんとまとまりませんので、次回は粗々、一応報告案の原案に近いようなものをお示しした上でご検討していただきて、まとめると。ですからうまくすれば2回目に議長さんに報告書を手渡しするのですが、その段階で実はまだ政務調査費の件ができていませんので、1月の2回目は政務調査費の検討に入りたいと思います。

ただ、議長さんにお話するだけの会議をやって仕方ありませんので、そういう議論に入りたいと思いますが、そんな段取りでよろしゅうございますか。

それでは、本日は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(終)